

特定毒物研究者許可申請

事 項	特定毒物研究者の許可を受けようとするとき			
根拠法令等	法第6条の2(特定毒物研究者の許可) 法第3条の2第1項 令第33条の2 規則第4条の6(特定毒物研究者の許可の申請)			
提出書類	1 特定毒物研究者許可申請書 【別記第6号様式】 2 履歴書(別紙) 3 研究所等の設備の概要図(別紙) 4 保管設備の概要(別紙) 5 診断書 6 資格証明書類の写 7 特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目(別紙) 8 誓約書(水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の規定に基づく分析研究を実施するため標準品としてのみ、特定毒物を使用する場合)(別紙)			
提出先	奈良県薬務課	標準処理期間	7日 (閉庁日及び書類補正期間を除く)	
受理機関	知事(薬務課)	提出部数	1部	
手数料 (収入証紙)	不要			

<留意事項>

1 許可の基準

「奈良県薬局等許可審査基準及び指導基準」に定めるとおり。

2 許可申請書記載上の注意事項

記 載 欄	記 載 上 の 注 意 事 項
申請者の欠格条項	・(1)から(2)までの該当事項がないときは、「なし」と記入する。 また、該当事項があるときは、次のように記載する。 (1) その理由及びその年月日 (2) その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を記載する
主たる研究所の所在地及び名称	・テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載すること。 また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目	・様式欄に記載しきれない場合は、別紙のとおりとし別紙を添付すること。
備考	・添付省略書類の有無の該当事項を で囲む。 ・省略書類がある場合は、その名称及び提出済み手続の種類を で囲むとともに、届出済書類の提出年月、登録番号を記載すること。
その他	・氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

3 添付書類に関する取り扱いについて

(1) 添付書類の省略等

省略可能な書類	省略できる場合
診断書	・現に他の申請・届出の添付書類として3ヶ月以内に提出済みである場合

(2) 薬剤師免許証、卒業証書等の確認

免許証等の原本を持参して呈示、又は免許証等の写しに「原本に相違なし」との文面、確認年月日(申請日の3ヶ月以内)、申請者の記名・押印(法人の場合は登記印必須)の上、提出。
なお、裏面に記載のある免許については必ず両面をコピーする。

4 その他の事項

(1) 大学、研究所ごとにグループで許可を受けるということとはできない。個人として許可を受ける必要がある。ただし、同一研究施設より同一研究事項に関し2人以上で許可申請を要する場合、特別の事情がない限り主任研究者が許可を受ければ足りることとされている。

(2) 教育機関の附属農園等において特定毒物を単に教育の必要上教材として使用する場合には特定毒物研究者の許可を受ける必要はない。

(3) 対象施設としては、衛生研究所、水道浄水場、公害センター、水質検査センター、下水道等終末処理場等が考えられる。

5 許可証の交付

原則として、申請日の1週間後に登録票を発行するので、受取印(受領者の個人印で可)を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手470円分を貼付した角2サイズ(A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ)の返信用封筒を提出すること。

特定毒物研究者許可申請書

申請者の欠格条項	(1)法第19条第4項の規定により許可を取り消されたこと	第 平成 年 号 月 日
	(2)毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、又は罰金以上の刑に処せられたこと	
主たる研究所の所在地及び名称		
特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目		
備 考		

上記により、特定毒物研究者の許可を申請します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

TEL () -

奈良県知事

殿

履歴書	ふりがな 氏名	
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
本籍地		
現住所		
最 終 学 歴		
年 月 日	事 項	
職 歴		

上記の通り相違ありません。

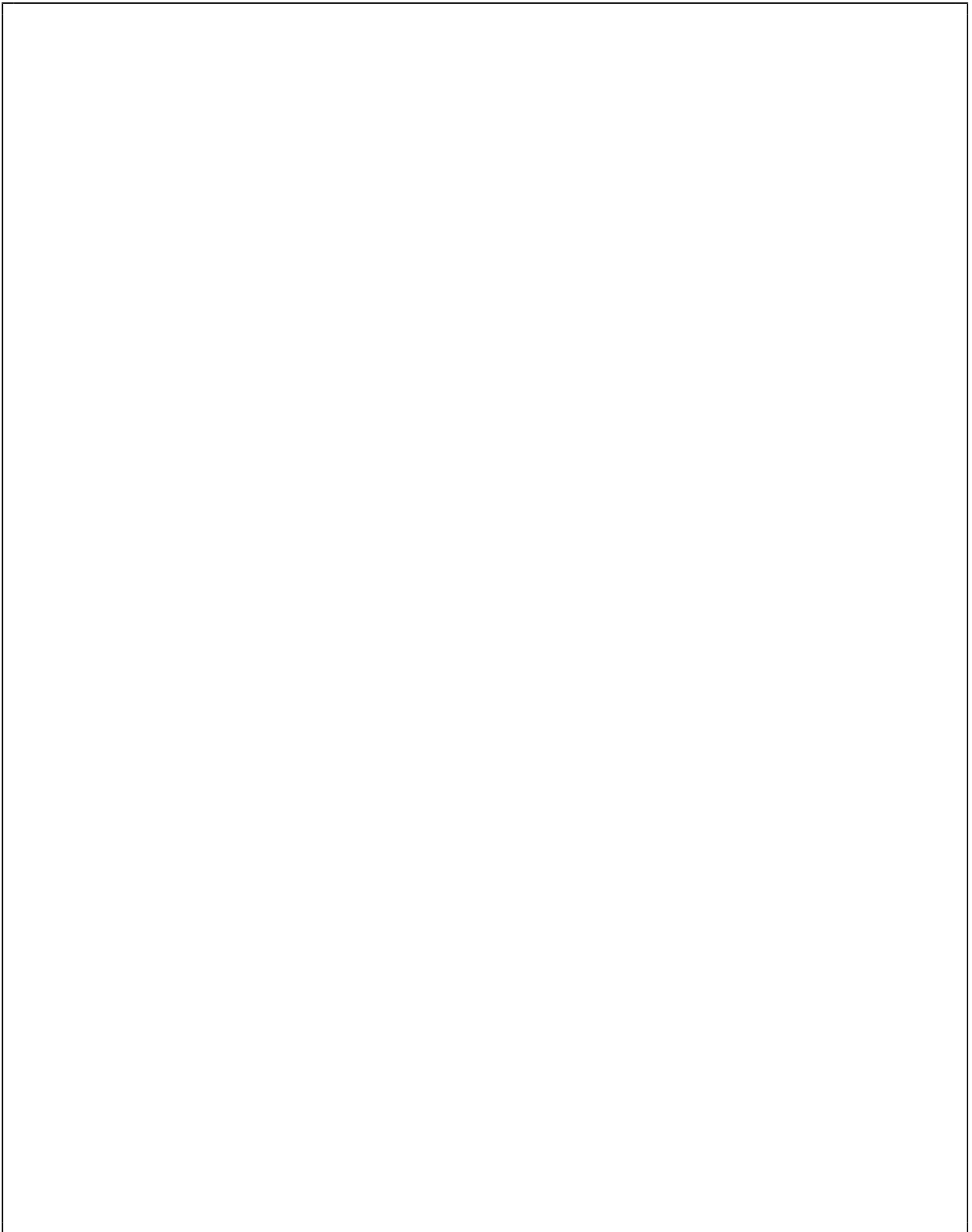
年 月 日

氏 名

奈良県知事

殿

研究所の設備の概要図（平面図）



- 1．縮尺で出来るだけ紙面いっぱいに記入してください。
- 2．単位はメートル法で記入してください。
- 3．構造設備等は、その概要を記入ください。

保管設備の概要

(保管設備の寸法)

c m x

c m x

c m

(概要図)

研究所の所在地略図

連絡方法
電話番号

- -

特定毒物を必要とする研究事項 及び使用する特定毒物の品目

1. 特定毒物を必要とする研究事項（根拠法令等）

2. 使用する特定毒物の品目

類 別	特 定 毒 物 名
別表第三	
別表第三	
別表第三	
別表第三	
別表第三	
別表第三	
別表第三	
別表第三	
別表第三	
別表第三	

誓 約 書

特定毒物研究者の許可を取得した際は、
〔 水質汚濁防止法
大気汚染防止法
下水道法 〕 の規定に基づく分析研究を

実施するための標準品としてのみ特定毒物を使用し、それ以外の用途には用いないことを誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

奈良県知事

殿